既に三十餘件の違反な事實が確證を握つて居る、此の事實を以て赤化の根所を衝く事になつて居る

因に市内羽田通五丁目東角治(二八)は同町七十一番古川貞一◆職工を誘いだしたとのことで三日◆兵庫署へ検束され、久保◆一一六林藤吉(三〇)も職工を誘いて同署に引致拘留十日に處せられた

出勤工數 會社側發表

例月の四日は三菱川崎兩造船所共前後期の給料日として三菱では例に依つて同日に必然著しい出勤職工數を見るであらうとの觀察を下して居たが四日午前七時までの會社側の發表入場人員を見るに

三菱造船所は各工場全員で三千三百二十八名、前日より増加人員百六十五名、電機内燃機は加入れも十一名位の増加で前者は四百十名の入場職工を見たと稱し一方川崎造船所の方は本工場の就業職工總計は四千九百五十四名で右の内訳は造船所三千百九十五名、造機部九百一名、製鈑部六百十一名、[illegible]部六十名、電氣部百十六名、鐵道部六十名で前日より本工場を通じ三百二十一名の増加と稱し又兵庫工場も一千百十七名で一昨日より十名、葺合工場も十二名の増加を見たと發表し共に大に[illegible]してゐるらしい

貴い犧牲の靈 空しく天國へ去る

警官に刺された常峰俊一君

四日朝遂に逝き死體は解剖 葬儀は六日春日野で團葬

去月二十九日湊川新開地で職工團と警官隊と衝突し斬つ斬られつの大修羅場を演じた際警官に長劍で背後から腹部を突刺され重傷を負ふた川崎造船所兵庫分工場機械工常峰俊一君は兵庫西出町大國病院に入院して治療をうけつゝあつたが本月一日以來

死期の近づいたのを

知つて悲壯な遺言をした事既報の通りであるが其の後昏睡状態を續けて居たが四日未明になつてから[illegible]

死の影に包まれ行く

[illegible]理事長其他數名が詰め切つて[illegible]

逝ける犧牲職工常峯君

川崎造船所の就業全團の前七時、[illegible]が朝の詰所に就て今日の誓ひを叫ぶ聲のやうに響いて來た時、俊一君は敗れた團の人々に謀り別するやうに靜かに動かして仙客を閉ぢた、犧牲の魂を

天國へ

運び去つた、遂に職工達は皆[illegible]に[illegible]

[illegible]

で此の[illegible]を謝し運びたる守護團のかたは直に

團葬の

運びをなして六日午後一時水木通りの自宅を出棺春日野に於て盛大なる葬式を擧行する事に決した、日野葬場へ式場にて行ふ事に決した、當日は守護團員全部が參列する筈である、既に参集者十數名を川崎三菱兩工團から選定した

亂れぬ

やつと拙事を得る[illegible]此の事の[illegible]

[illegible]は四日兵庫へ出頭した、而して俊一君の死は四日午後三時から[illegible]

寫眞に

撮つた[illegible]

神戸の爭議

櫻井市長の所謂六分協案は骨拔 此案は職工の要求を一蹴せりと評せらる

三菱造船所の爭議調停の依頼を受けたる櫻井市長は、七日朝來訪の三菱川崎兩社長に會見、交涉を重ねつゝあるが、職工側が之ならば妥協に應ずとして市長の手許まで差出した要求案なるものは、市長も職工も外部に漏るゝを避けつゝありしが、其内容は略ぼ左の如く六箇條より成り、悉く骨拔きにて、初めの勢ひにも似ず、會社の言ひなり次第になるものゝ如く、全く此案を以て妥協に成立するものとせば、一箇月餘に亘る爭議も職工側の敗北に[illegible]

又も强硬派職工中より大反對が起るであらうと豫想せらる(神戸電話)

(一)一般の勞働組合に加入の自由を認む(公文書發表)

(二)工場委員制度を採用す、但し下半期よりこれを實施す

(三)八時間制度は主義に反對せざるにより適當の時期に之を實施す

(四)此際賃銀増加には應じ難し、然れども職工の生活に不安を除去するやう、其の方法を講ずべし

(五)解雇及び退職手當は調査の上我國一般の工場に對し遜色なきやう待遇を議すべし

(六)本爭議に關する解雇者には相當の解雇手當を支給すべし

法曹會も拔劍調査

能らに警察を亂用し又は勞働者を擁護せず 委員を選定し眞相を究む

二日午後八時より[illegible]新法曹會では[illegible]に於て今回の勞働爭議に於ける警察の[illegible]拔劍事件に對する協議をなし左記の十二名の委員を選定しこれが調査[illegible]を決したが[illegible]

彈するが如き或は勞働者を擁護する[illegible]行動は絕對に避け[illegible]眞相を調査する筈で選定せられた委員の氏名左の如し

▲砂田、野田、岸、秋田、西見、小林、西川、緒方、宮野、前田[illegible]

求刑以上の重い禁錮に 青柳氏處せらる

尾川氏は執行猶豫 爭議判決言渡

過激な演說をして治安警察法に問はれ當區裁判所で過日[illegible]禁錮二ヶ月を求刑された[illegible]

一郎は四日西田判事から求刑以上の禁錮三ヶ月に處するとの判決を言渡しあり次で同様過激な演說をした川崎造船所職工尾川某は懲役二年に處し三年間刑の執行を猶豫し又[illegible]川崎職工男[illegible]を猶豫し懲役三ヶ月に處するとの判決を言渡されたが當日法廷は[illegible]

賀川氏の

筆禍事件

略式命令で罰金二百圓

目下拘禁中の賀川豐彥氏が過般氏の主宰する勞働新聞に[illegible]の記事が[illegible]であるが四日略式命令で罰金二百圓に處せられた

石川氏へ退去

人は以まで送り返し

[illegible]して五十四名を行人として百五十四名計二百四人の罰金に處せられた

[illegible]石川氏も[illegible]退去命令が下され[illegible]